



**65歳以上心身障害者医療費窓口無料化を求める
ことについての健康福祉部長との懇談会
資 料**

と き:2018年8月9日(木)13:30~14:00

ところ:県庁9階911会議室

**石川県保険医協会
石川県社会保障推進協議会**

2018年8月9日

石川県知事 様

石川県保険医協会
会 長 大平 政樹
石川県社会保障推進協議会
代表委員 松浦 健伸

65歳以上心身障害者医療費窓口無料化を求める要望書

貴職におかれましてはますますご清栄のことと存じます。県民のいのちと福祉を守るためのご尽力に心から敬意を表します。

さて、石川県の心身障害者医療費助成制度は、障害の状態に合わせて速やかに必要な医療が受けられる制度として意義のあるものですが、現状では、64歳までは窓口無料（現物給付）なのに、65歳になったとたんに、窓口でいったん支払って後で払い戻しを受けるという「償還払い」の方式に変更されます。

高齢期になり病気も増えてきて、医療機関への受診の必要性が一層高まってくる時期であり、償還払いとなっても受診を手控えることもできず、いたずらに障害のある人に負担を強いるだけの方式となっています。

現在、多くの県民・市町関係者からも、石川県心身障害者医療費助成制度について、年齢に関係なく窓口無料とする改善を求める声が広がっています。法律上のしほりもなく、県がその気になればすぐにも実現できます。

私たちは、いつでもどこでも、障害があっても高齢期になっても、誰もが安心して医療を受けることができることが必要であると考えています。その立場から以下の要請事項の実現を求めるものです。

記

- ・石川県心身障害者医療費助成制度について、年齢に関係なく現物給付（窓口無料化）としてください。

発行所
石川県保険医協会
 〒920-0902 金沢市尾張町2丁目8番23号
 太陽生命金沢ビル8階
 ☎(076)222-5373番 FAX(076)231-5156番
 URL http://ishikawahokeni.jp/
 E-mail ; ishikawa-hok@doc-net.or.jp
 発行人 大平政樹
 印刷所 ソノダ印刷株式会社
 購読料 1年間 5,000円(〒共)
 (*本紙の購読料は会費に含まれます)



📄 主な記事 📄

- 2面 2017年10+1ニュース
- 3面 沖縄辺野古ツアー
- 4面 在宅医療点数に関する厚労省懇談
- 8面 ドクターズ・ファミリー・コンサート
- 9面 憲法を生きる②

今月の会員数 / 1,029人(医科728人・歯科301人)

65歳以上で心身に障害のある人の
 医療費窓口負担無料化を求める署名提出

当事者・住民の声を県に

会長 大平 政樹 (金沢市外科)

会員の皆さまにもご協力
 いただいた「65歳以上心身
 障害者の窓口負担無料化を
 求める署名」を11月16日
 (木)午後、県庁に届けて
 きました。

石川県では、現在65歳未
 満の障害のある人の医療費
 窓口負担は無料となってい
 ます。いわゆる現物給付と
 いう制度のおかげです。と
 りが、65歳になった途
 端、償還払いという制度に
 変わり、一旦窓口で自己負
 担分を支払う必要が生じま
 す。これはどう考えても不
 合理です。高齢になるほ

ど、生活環境は悪化しま
 す。役所まで出かける交通
 手段、自分の代わりに手続
 きしてくれる方の手配、窓
 口での一時支払いという
 経済的負担。弱者に寄り添
 うことを前提とした福祉行
 政の趣旨からも到底受け入
 れることのできない現状
 です。

当日はそうした思いの詰
 まった署名6308筆を石
 川県知事の代理である県障
 害福祉課長に手渡しまし
 た。この間協会と共に署名
 集めに奔走された石川県社
 会保障推進協議会の関係

者が、障害のある当事者の
 方々が多数参加され、それ
 ぞれの思いを県当局にぶつ
 けていらつしゃいました。
 特に当事者の方々が自ら
 述べられた言葉は胸に突き
 刺さるものでした。「視覚
 障害のある者にとって、手
 続きそのものが多大な負担
 となっている」「障害のあ
 る子どもの親として、自分
 がいなくなった後の医療環
 境が心配」。

私は協会会長として、①
 県の障害者医療費助成制度
 そのものは高く評価してい
 ること、②それゆえにこ
 そ、65歳以上の償還払いが
 突出して不合理であること
 の二点を訴えました。この
 不合理の根底には、償還払
 いを止めると、国保におけ
 る国の補助が減額されると
 という経済的締め付け(ペナ
 ルティ)が存在していま
 す。国のこうしたやり方は
 実に腹立たしい限りです。
 県当局も、障害福祉の充実
 という点では思いは同じだ
 と思います。お互いに少し
 でも知恵を出し合って、制
 度の改善に繋げたい。そう
 願っていますし、今後もそ
 ういう思いで取り組みを続



石川県障害福祉課長(写真右)に署名を手渡す大平会長(11月16日・石川県庁)

65歳以上心身障害者医療費窓口無料化を求める要請 6,308筆の署名・県知事に届けました 多くの方々のご協力ありがとうございました。

多くの県民・市町関係者から、石川県心身障害者医療費助成制度について、年齢に関係なく窓口無料とする改善を求める声があがっていました。法律上のしほりもなく、県がその気になればすぐにも実現できるので、石川県保険医協会・石川県社会保障推進協議会は、石川県の心身障害者医療費助成制度を65歳以上となっても窓口無料とするために、共同して、石川県知事への要請署名を取り組んできました。

目標の1万筆の署名には到達できませんでしたが6308筆もの署名が届けられ、2017年11月16日、県知事に届けました。

多くの方々・団体からご協力いただきました。本当にありがとうございました。



谷本知事へ

「65歳以上心身障害者医療費年齢に関係なく窓口無料化に」

11月16日午後、県知事の代理としての県障害福祉課坂上課長に、(1)65歳以上心身障害者医療費窓口無料化を求める要請署名6308筆を県知事に届ける、(2)署名に込められた多くの「県民の願いや声」を県知事に届けるための署名提出行動が実施されました。

署名提出行動には30名が参加しました。石川県保険医協会の大平政樹会長、石川県社会保障推進協議会の松浦健伸代表委員が医師としての立場から、現物給付の必要性を訴えました。視覚障害者の生活と権利を守る会の不破伸一会長は「珠洲の方からもこの署名をするので署名用紙を送って欲しいと言われた。64歳まで現物給付で、65歳になったら償還性となるのは全く不合理で、視覚の障害ある人にとっても償還手続きは非常に大変だ」と訴えました。

上新屋クリニックの医療相談員をしている新栄治さんは、日頃、リウマチ患者さんとの相談支援活動での事例やケアマネとしての仕事で相談が寄せられた事例などを示して、償還制度から現物給付にすることを訴えました。

遠く、小松から参加された井高えみさんは自らの体験「役場に行って償還手続きをすることの大変さ」を訴えられました。また内灘町から参加された北川悦子さんは「障害がある子どもの親として、親が亡くなった時でも心配しなくても良い仕組みを」と訴えました。

その提出行動は、その日の石川テレビでも報道されました。



65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度の問題 各年度県健康福祉部交渉報告

2017年度県健康福祉部交渉報告

4. 心身障害者医療費助成制度について

(1) 国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度の助成方法を償還払いではなく、現物給付（64歳以下同様）にしてください。「補助対象者が65歳以上の場合にあつては、償還払により、助成した額に限って補助する」とした石川県心身障害者医療費補助金交付要綱を一部改正ください。

障害福祉課長⇒要望事項については先般署名が届けられたこともあり、何ができるのか検討しているところである。

社保協：自立支援医療制度で負担は軽減されたが、精神の病名の治療だけが負担軽減対象。精神で自立支援医療を受けている人には内科などの受診も当然必要なもので、その医療費負担もかなり重い。精神障がいの場合も身体障害医療費助成制度と同様、窓口負担全体が助成対象となるよう、考えて欲しい。

2016年度県健康福祉部交渉報告

4. 心身障害者医療費助成制度について

(1) 国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度の助成方法を償還払いではなく、現物給付（64歳以下同様）にしてください。「補助対象者が65歳以上の場合にあつては、償還払により、助成した額に限って補助する」とした石川県心身障害者医療費補助金交付要綱を一部改正ください。

障害福祉課長⇒要望事項についての県の考えは昨年同様であります。65歳以上の重度の障害ある方の医療費につきましては、昭和48年には老人医療無料制度の対象でした。昭和58年2月に老人保健法が実施され老人医療無料化が廃止され、自己負担が発生してきました。引き続き無料制度を継続するために、心身障害者医療費助成制度の対象にしました。その際に、老人保健法の一部負担の趣旨を生かすために、一旦、自己負担を窓口で支払う償還払い制度を選択したものです。

障害福祉課長⇒対象拡大については、身障害者医療費助成制度は昭和49年に「重度で低所得者の方の経済的負担の軽減を目的」として創設されました。平成7年の国の制度改定に合わせて、療育手帳Bに対象を拡大してきました。現在、国の制度改定もありませんので、今のところ対象拡大は考えていません。

障害福祉課長⇒65歳以上の障害ある高齢者が、後期高齢者医療制度に加入するか、現状のままに残るかは選択制となっています。いずれの選択がなされても県の制度は選択の結果、移行する・しないに係わらず1割を助成しアンバランスが生じないようにしています。

社保協⇒障害者医療費助成制度において石川県だけが、64歳までは現物給付で、65歳になったとたんに、一旦窓口で払い償還手続きが必要となる制度である。自分たちがお世話をしている患者さん達は償還手続きをするために、ヘルパーに同行してもらったり、タクシーで役所に行っている人がいる。高齢になって、償還手続きをするのは非常に大変である。現物給付にして欲しい。

社保協⇒障害がある高齢者は、医療費が高額になるケースが多々あり、現行の償還払い方式だと、一

且支払うお金を毎回、毎回準備しないと受診できない。毎回、毎回お金を準備することは大変です。高齢になればなるほど、お金がないと受診できなくなります。何と少しでも現物給付制度にしてください。

社保協⇒県の回答は、意味のない回答を繰り返すのみであり問題だ。私たちは、65歳以上の障害がある人達の医療費助成制度の償還払い方式を現物給付方式にすることを求める署名運動を開始した。県も真剣にこの問題に取り組んで頂きたい。

社保協：県の償還払いについての見解は変えなくても良いから、県の要綱を変えてください。県の「身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱」では、「補助対象者が65歳以上の場合にあっては、償還払により、助成した額に限る。」となっている。市町が現物給付にするとした場合にでも子どもの医療費助成制度の要綱の改定と同じく、県の補助（負担）があるようにすると改定ください。ともかく、（百歩譲って）県の考え方は変えなくても良いから、市町に対するペナルティをやめてください。

障害福祉課長：県は償還払いが適切だと思っているので、要綱は改定する予定はありません。

2015年度県健康福祉部交渉報告

2. 身障害者医療費助成制度について

(1)国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度の助成方法を償還払いではなく、現物給付（64歳以下同様）にしてください。「補助対象者が65歳以上の場合にあっては、償還払により、助成した額に限って補助する」とした石川県心身障害者医療費補助金交付要綱を一部改正ください。

坂上障害福祉課長⇒要望事項3点は昨年同様です。県の考えは昨年同様であります。65歳以上の重度の障害ある方の医療費につきましては、昭和48年には老人医療無料制度の対象でした。昭和58年2月に老人保健法が実施され老人医療無料化が廃止され、自己負担が発生してきました。引き続き無料制度を継続するために、心身障害者医療費助成制度の対象にしました。その際に、老人保健法の一部負担の趣旨を生かすために、一旦、自己負担を窓口で支払う償還払い制度を選択したものです。

坂上障害福祉課長⇒対象拡大については、身障害者医療費助成制度は昭和49年に「重度で低所得者の方の経済的負担の軽減を目的」として創設されました。平成7年の国の制度改定に合わせて、療育手帳Bに対象を拡大してきました。現在、国の制度改定もありませんので、今のところ対象拡大は考えていません。

坂上障害福祉課長⇒65歳以上の障害ある高齢者が、後期高齢者医療制度に加入するか、現状のままに残るかは選択制となっています。いずれの選択がなされても県の制度は選択の結果、移行する・しないに係わらず1割を助成しています。

社保協⇒リウマチの患者さんは医療費が高額となる。64歳までは現物給付であり、65歳になったとたんに、償還払いとはいえ、一旦窓口で払わないといけなくなる、経済的な負担が大きくなっている。償還払いを是非とも現物給付化にしてほしい。

坂上障害福祉課長⇒郵送でも償還できるようにしていますのでご理解いただきたい。

社保協⇒金沢市の職員も「おかしい制度だと思っている」と言っている。社会保障担当課の課長がそう言っている。何故、こんな、おかしい制度になったのか。教えてほしい。

坂上障害福祉課長⇒老人保健法が実施されて無料から一部自己負担が発生してきた。引き続き無料となるよう単独事業で助成してきました。償還方法では、一旦窓口で支払う償還制度にしてきました。

社保協⇒この制度に矛盾があるか否か、聞かせてください。

坂上障害福祉課長⇒老人保健法の趣旨にそって償還払いにしたものです。

社保協⇒今の説明ではさっぱり分かりません。老人保健法の一部負担金の趣旨と国保、健康保険の一部負担金の趣旨と何故、変わってくる考えなのかさっぱり分かりません。元々有料であったものを無料化する、それは素晴らしい政策です。しかし、老人保健法の一部負担だけを「医療の一部を分かち合う」ようなことを殊更強調することが理解できません。国保など元々有料であったものを無料にし、元々無料であったものを有料化になったからと言って償還払いにするということがさっぱり分かりません。老人保健法の一部負担金の趣旨と国保の一部負担金の趣旨がどこが違うのか、答えてほしい。

社保協⇒高齢になればなるほど病気が出てきて医療機関へアクセスの必要性が高まる、従って県として実施すべきことは医療の必要性の高まりに応じて、医療を受けやすくすることである。高齢になればなる程、医療へのアクセスを手厚く保障することが求められる。その逆はありえません。にも関わらず高齢になったら、償還払いになる、そのことの意味がわかりません、何故高齢になり医療機関へのアクセスの必要性が高まるのに、アクセスの保障が不十分になるのか？、どういう説明をされますか、説明を聞かせてほしい。

坂上障害福祉課長⇒・・・・・・・・

社保協⇒回答不能として確認していいですね。

社保協⇒障害者団体には、償還払いにしたのは、医療費が増え、事務負担が増えるからと回答されている、わたしたちには、今回のような回答にもなっていない回答をされる、大変、無責任ではないか。

社保協⇒現物給付になると受診しやすくなるので医療費が増えると思うか、現物給付になると医療が必要性が乏しいのに、受診するので医療費が増えると思うのか、どちらだと思うか聞かせてほしい

坂上障害福祉課長⇒現物給付になると受診しやすくなるので、頻回受診やちょっとしたことでも受診するようになる、どちらかと言えば、後者かな。必要以上の受診もある。

社保協⇒誰が必要でないと判断をしているのですか、

坂上障害福祉課長⇒・・・・・・・・

社保協⇒県の回答は回答になっていない。回答不能であることを確認します。先ほどの二つの質問への回答と、県内の市町からのこの要望事項に関して、どの市町からどのような意見が上がっているのか、それも併せて文章での回答をいただくということで良いですね

障害のある人の医療費 年齢に関係のない 窓口無料化が必要です!!

石川県の制度では、障害のある人が医療を受けると、64歳以下ならば窓口無料なのに、65歳以上の人は窓口でお金をいったん支払って後から申請して払い戻しを受けなければいけません。

実際に、65歳以上で大変な思いをしている人がたくさんいます。私たちは、いつでもどこでも、障害があっても、高齢期になっても、誰もが安心して医療を受けることができるよう、年齢に関係ない窓口無料化を求めています。ぜひ裏面の署名にご協力ください。

妻は、身体障害者手帳2級。申請は役場に行かなきゃいけないし、つつい忘れがち。息子も県外だし、自分も高齢だし、もし申請に行けなくなったらどうしよう・・・

(Aさん・84歳)



有料老人ホームで一人暮らし。介護保険とか医療保険とか、領収書が多くて、どの費用が返ってくるのか分からない!

(Cさん・91歳)



母(92歳)は身体障害者手帳1級。払い戻し申請はしたことがない。医療費は自動的に返ってくるのだと思っていたのに・・・

(Bさん・60歳)

払い戻し申請、車がある人はいいけど、交通機関を使うと費用が大変!

(Dさん・68歳)



給付方法

1. 概要

助成制度を受ける方法には、大きくわけて「現物給付」と「償還払い」の二つがあります。

「現物給付」は、制度対象者が医療機関の窓口で負担をしないで受診することができる、いわゆる「窓口負担の無料化」です。

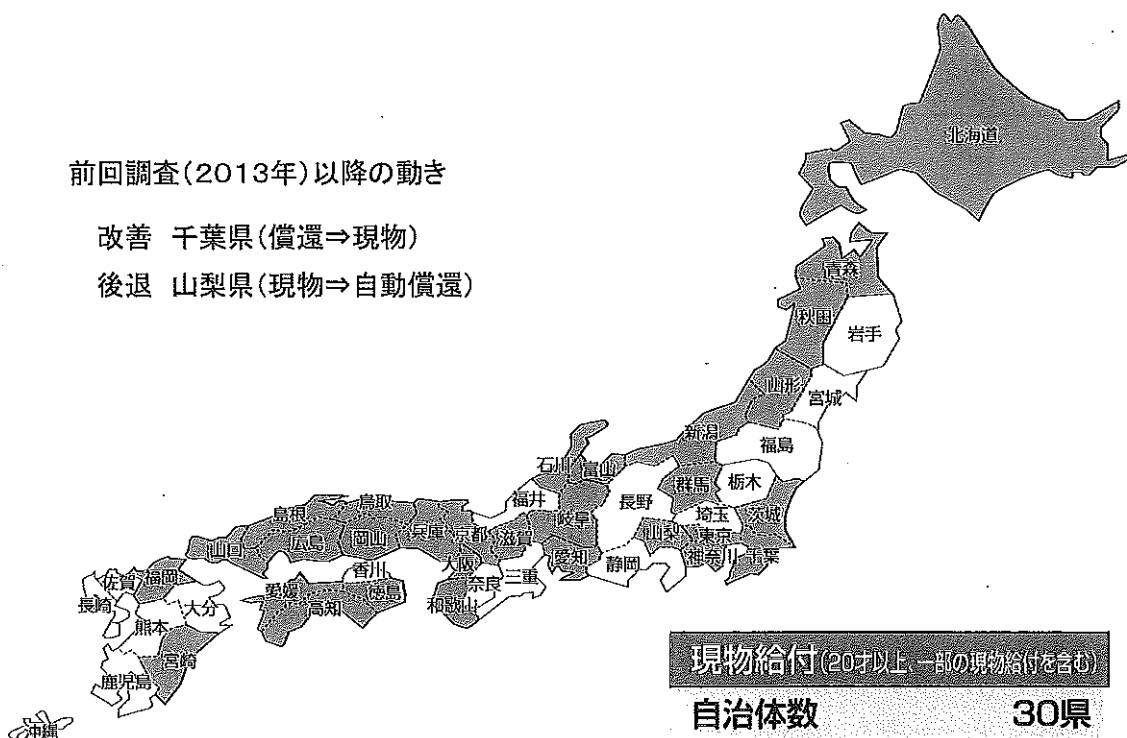
「償還払い」は、いったん医療機関の窓口で負担額を支払います。その後、役所に出向いて領収書や支払い証明書を添え、還付手続きを行って、助成を受ける金額の払い戻しを受けます。いわゆる「立替払い」です。

「償還払い」では、手続き自体を忘れたときはもちろんですが、支払ったときの領収書をなくしたり、払い戻しの償還手続きが年度を越え遅れるようなときも、還付を受けることはできません。

払い戻しを受けるまで、手続からおおよそ2ヶ月かかります。

自分の住んでいる地域の制度が「現物給付」であっても、旅行などで他の自治体で診療を受けたときは、いったんその医療機関で医療費の自己負担額を支払い、後日還付手続きを行って払い戻しを受けることになります。

さらに、「償還払い」を細かくみると、「自動償還払い」を実施している自治体が見られます。「自動償還払い」は、「償還払い」を簡略化した方式で、受診の際に受給者証などを提示すれば、領収書を役所の窓口を持参し、払い戻しの手付きをしなくとも、自動的に届け出た口座へ立て替えた医療費が振り込まれるしくみです。



都道府県	現物	償還	自動償還	備考
北海道	○			
青森	○ (中学生以下、 国保)	○ (社保、 後期高齢)		医療保険による
岩手			○	
宮城		○		
秋田	○			
山形	○			
福島		○		
茨城	○			
栃木		○		
群馬	○			
埼玉		○		
千葉	○			
東京	○			
神奈川	○			
新潟	○			
富山 (65未満)	○			
富山 (65以上)	○	○		年齢・障害による
石川	○	○ (65歳以上)		年齢による
福井			○	
山梨	○ (中学生まで)		○	
長野			○	
岐阜	○			
静岡			○	
愛知	○			
三重			○	
滋賀	○			
京都	○			
大阪	○			
兵庫	○			
奈良			○	
和歌山	○			
鳥取	○			
島根	○			
岡山	○			
広島	○			
山口	○			
徳島	○ (1・2級一部、 IQ35以下、 後期高齢)	○ (2級一部、 重複)		障害による
香川		○		
愛媛	○			
高知	○			
福岡	○			
佐賀		○		
長崎		○		
熊本		○		
大分		○		
宮崎	○ (入院)	○ (外来)		通院・入院による
鹿児島		○		
沖縄		○		

■医療保険の種類や年齢等で給付方法が異なることも

今回の調査では、同じ自治体でも、加入している「医療保険」の種類や「年齢」、「障害等級」や「種別」、「通院・入院」などによって、現物給付や償還払いなど、その給付方法が異なる地域もあることがわかりました。

「現物給付」は、30都道府県で実施されており、「償還払い」は16県で、「自動償還」は7県でした。「九州」は、ほとんどの自治体が「償還払い」です。

前回13年調査以降の動きをみると、千葉県が「償還払い」から「現物給付」へ改善されました。

一方、山梨県は、「現物給付」から「自動償還」へと後退しました。

2. 分析

■「現物給付」から「(自動)償還払い」へ移行する背景

「現物給付」から「自動償還」へ移行の動きには、ある背景があるといわれます。

窓口無料化を行っている自治体に対し、国民健康保険への「国庫支出金」を減額する国の方針です。国保受診抑制のため、国が自治体へ課すペナルティーといわれています。

2005年12月に内閣府から出された「構造改革評価報告書5-医療制度改革-」では、97年から始まった医療制度改革による患者の負担率引き上げは、患者負担を増やしただけで、総医療費の抑制にはつながらないことが明らかにされています。つまり、窓口で立替え払いとなり一時的に負担が増えても、受診抑制にはつながらないのです。

それにもかからず、国庫支出金の減額ペナルティーが存続していることは、改めて問われなければならないことです。「現物給付」を実施している自治体へ、国庫支出金減額ペナルティーが国の方針として続く限り、「現物給付」から「(自動)償還払い」への動きは、今後も出てくることが予想されます。

■制度を理解して活用する

「償還払い」は、患者・障害者にとって申請漏れを招いたり、高額な治療費を負担しなければならない時にはたとえ払い戻しが受けられるとは言え、その間、生活費を工面するのに苦勞することがあり、決して使いやすいものではありません。

「現物給付」は、利用しやすい反面、自分の医療費がどのくらいかかっているのか、どのような制度を利用しているのか等みえにくく、医療機関や行政に対し“お任せ”志向に陥りやすい側面もあります。制度に対する権利意識の低下を招かないよう、利用者として制度をしっかりと理解していくことが必要です。